

農業委員及び農地利用最適化推進委員の主な役割

1 農地の権利移動や転用に係る許認可業務

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 農地転用許可（農地法第4条・第5条）の現地調査を農地利用最適化推進委員や事務局と合同で実施する。	① 農地の賃貸借や売買（農地法第3条）の現地調査を個人で実施する。
② 総会に出席し、農地の権利移動の許可や転用許可への意見の決定を行う。	② 農地転用許可（農地法第4条・第5条）の現地調査を農業委員や事務局と合同で実施する。
③ その他、関係法令により委員会の権限に属された事項の意思決定を行う。	③ 総会に出席し、推進委員として意見を述べるができる。

2 担い手への農地の集積・集約化

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構と連携して担い手等への農地の利用集積・集約化を進める。	① 農業委員や農地中間管理機構と連携して担い手等への農地の利用集積・集約化を進める。
	② 集落や地域の農業者の話し合いの場に参加したり、農業者の個別相談に応じたり、農地利用の意向や農地の情報を把握するなど地元に着いた現場活動を行う。
共通事項 地域計画に係る地元話し合いで中心的な役割を担う。	

3 耕作放棄地の発生防止・解消

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 市内全域の農地の利用状況について、随時、調査を行う。	① 担当地区の農地の利用状況について、随時、見回り確認を行う。
② 毎年秋に、農地利用最適化推進委員や事務局と合同で農地パトロールを実施し、市内全域の利用状況調査を行うとともに耕作放棄地の発生防止・解消に努める。	② 毎年秋に、農業委員や事務局と合同で農地パトロールを実施し、担当地区の利用状況調査を行うとともに耕作放棄地の発生防止・解消に努める。
	③ 耕作放棄地の所有者等に農地の利用意向を確認し、農地中間管理機構と連携して担い手等への農地のあっせんや利用関係の調整を行う。

4 新規就農・新規参入の推進

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 新規就農者や参入企業等のために、就農候補地を見つけたり、農地所有者との架け橋になる。	① 新規就農者や参入企業等のために、就農候補地を見つけたり、農地所有者との架け橋になる。また、現地での調査・指導等を行うなど、より身近な活動を実施する。

5 法人化その他の農業経営の合理化

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 株式会社や農事組合法人など、農地所有適格法人を設立しようとする者の手助けや指導等を行う。 ② 農業経営の合理化に資する取組について、指導・推進する。	

6 農業委員会活動記録簿の提出

農業委員・農地利用最適化推進委員（共通）	
① 上記2～4の活動報告として、原則毎月10日までに「農業委員会活動記録簿」を事務局へ提出する。 ※1 国の「農地利用最適化交付金」申請の際の提出資料となる。 ※2 そのため、毎月の報告で「0時間＝活動していない」では、交付金が削減される。 ※3 また、特に「担い手への農地の集積・集約化」「新規就農・新規参入の促進」が求められる。	

7 その他

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
① 農地利用最適化の推進に関する指針を作成・変更する。 ② 農地利用最適化施策に関する関係行政機関への意見の決定を行う。	① 農地利用最適化の推進に関する指針の作成・変更において、推進委員として意見を述べるができる。また、指針を踏まえて現場活動を行う。